明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

15　第四条の三の二の規定は、法第十八条第十七項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合について準用する。

16　第四条の四の規定は、法第十八条第十八項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付について準用する。

17　第四条の八の規定は、法第十八条第十九項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。

18　第四条の九の規定は、法第十八条第二十項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合について準用する。

19　第四条の十の規定は、法第十八条第二十一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付について準用する。

20　第四条の十六の規定は、法第十八条第二十四項第一号又は第二号（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定について準用する。

21　（略）

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第十条の四　法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項、第五項若しくは第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項、法第八十五条第三項、第五項若しくは法第六項又は法第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（法第八十五条第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2～5　（略）

15　第四条の三の二の規定は、法第十八条第十七項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合について準用する。

16　第四条の四の規定は、法第十八条第十八項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付について準用する。

17　第四条の八の規定は、法第十八条第十九項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。

18　第四条の九の規定は、法第十八条第二十項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合について準用する。

19　第四条の十の規定は、法第十八条第二十一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付について準用する。

20　第四条の十六の規定は、法第十八条第二十四項第一号又は第二号（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定について準用する。

21　（略）

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第十条の四　法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項、法第八十五条第三項、第五項若しくは法第六項又は法第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（同条第三項、第五項又は第六項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2～5　（略）